

平成30年3月13日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

石 川 広 己
羽 鳥 裕

難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における
指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先の変更について

標記の指定医及び指定医療機関の指定に関する手続きについては、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）に基づく医療費助成制度においては都道府県が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に基づく医療費助成制度においては、都道府県、指定都市及び中核市が申請書類の提出先となり、指定を行っているところです。

今般、指定都市（難病）及び新たな中核市（小児慢性特定疾病）における上記手続きに関し、平成30年4月1日より下記のとおり変更となる旨、厚生労働省より本会あて別添の周知協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 難病法に基づく医療費助成制度

難病法第40条の大都市特例の規定に基づき、同日より都道府県が処理することとされている事務を指定都市が処理することになるため、指定都市に勤務されている医師及び指定都市に所在する医療機関においては、指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先が道府県から指定都市へ変更となる。

2. 児福法に基づく医療費助成制度

児福法に基づく医療費助成については、同日より福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市及び島根県松江市（以下「新中核市」という。）の6市が新たに中核市へ移行することに伴い、新中核市が新たに事務を処理することになるため、新中核市に勤務されている医師及び新中核市に所在する医療機関においては、指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先が府県から新中核市へ変更となる。

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先の変更について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定医及び指定医療機関については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）に基づく医療費助成制度においては都道府県が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）に基づく医療費助成制度においては、都道府県、指定都市及び中核市が指定を行っているところです。

上記に関する各種手続きについては、平成 30 年 4 月 1 日より、下記のとおり申請書類の提出先が変更となりますので、添付の資料により各都道府県医師会へ御周知下さいますよう御協力お願い申し上げます。

記

1. 難病法に基づく医療費助成制度

難病法第 40 条の大都市特例の規定に基づき、同日より都道府県が処理することとされている事務を指定都市が処理することになります。このため、指定都市に勤務されている医師及び指定都市に所在する医療機関においては、指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先が道府県から指定都市へ変更となります。

2. 児福法に基づく医療費助成制度

児福法に基づく医療費助成については、同日より福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市及び島根県松江市（以下「新中核市」という。）の 6 市が新たに中核市へ移行することに伴い、新中核市が新たに事務を処理することになります。このため、新中核市に勤務されている医師及び新中核市に所在する医療機関においては、指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先が府県から新中核市へ変更になります。

～ 指定医・指定医療機関の指定に関する手続きについて ～

平成30年4月1日から申請書類の提出先が変更となります

平成30年4月1日から、これまで都道府県が行っていた指定医や指定医療機関の指定に関する事務などを指定都市が行うこととなります。

このため申請書類の提出先が、以下の通り道府県から指定都市へ変更となります。
詳細は、都道府県・指定都市の窓口または保健所までお問い合わせください。

現在の提出先	新しい提出先	現在の提出先	新しい提出先
北海道	札幌市	愛知県	名古屋市
宮城県	仙台市	京都府	京都市
埼玉県	さいたま市	大阪府	大阪市
千葉県	千葉市	堺市	堺市
神奈川県	横浜市	兵庫県	神戸市
	川崎市	岡山県	岡山市
	相模原市	広島県	広島市
新潟県	新潟市	福岡県	北九州市
静岡県	静岡市	熊本市	熊本市
	浜松市		

対象となる申請書類の例

【指定医に関する申請書類】

- ・指定医指定申請書
- ・指定変更届出書
- ・指定医指定更新申請書
- ・辞退届

【指定医療機関に関する申請書類】

- ・指定医療機関指定申請書
- ・指定医療機関変更届出書
- ・指定医療機関指定更新申請書
- ・辞退届

※ 指定医研修については、指定都市が単独で開催する場合や、道府県と共催する場合がありますので、各道府県・指定都市のホームページにて実施状況を確認ください。

～ 指定医・指定医療機関の指定に関する手続きについて ～

平成30年4月1日から申請書類の提出先が変更となります

平成30年4月1日から、以下6つの市が中核市へ移行します。

福島県福島市	埼玉県川口市	大阪府八尾市
兵庫県明石市	鳥取県鳥取市	島根県松江市

移行に伴い、これまで府県が行っていた指定医や指定医療機関の指定に関する事務などを、これらの新中核市が行うこととなります。

このため、指定医や指定医療機関の指定に関する各種手続きについて、申請書類の提出先が、以下の通り府県から新中核市へと変更になります。

詳細は、勤務されている医療機関の所在する府県・新中核市の窓口または保健所までお問い合わせください。

現在の提出先		新しい提出先
福 島 県		福 島 市
埼 玉 県		川 口 市
大 阪 府		八 尾 市
兵 庫 県		明 石 市
鳥 取 県		鳥 取 市
島 根 県		松 江 市

対象となる申請書類の例

【指定医に関する申請書類】

- ・指定医指定申請書
- ・指定変更届出書
- ・指定医指定更新申請書
- ・辞退届

【指定医療機関に関する申請書類】

- ・指定医療機関指定申請書
- ・指定医療機関変更届出書
- ・指定医療機関指定更新申請書
- ・辞退届

※ 指定医研修については、新中核市が単独で開催する場合や、府県と共催する場合がありますので、各府県・新中核市のホームページにて実施状況を確認ください。